

# 秋田市民憲章推進協議会会則

(名称および事務局)

第1条 この会は、秋田市民憲章推進協議会（以下「本会」という。）と称し、事務局を秋田市中心市民サービスセンター内に置く。

(目的)

第2条 本会は、秋田市民憲章の精神が生きている秋田市づくりを目指して、市民による自主的、組織的な実践運動を推進することを目的とする。

(組織)

第3条 本会は、各地区市民憲章推進協議会（以下「地区協議会」という。）と各ブロック連絡協議会（以下「ブロック協議会」という。）並びに本会の趣旨に賛同する機関、団体および、個人をもって組織する。

(事業)

第4条 本会は、本会の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 秋田市民憲章の普及、啓発および人づくり、まちづくりに関すること。
- (2) 地区協議会、ブロック協議会の活性化に関すること。
- (3) 秋田市、関係団体・機関との連携に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

(総会)

第5条 本会の最高議決機関は総会であり、毎年1回定期総会を開催する。ただし、必要に応じて臨時総会を開催することができる。

2 総会に付議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業の計画および報告、収支の予算および決算に関すること。
- (2) 役員を選任に関すること。
- (3) 会則の改廃に関すること。
- (4) その他必要と認められた事項に関すること。

3 総会の議決は、出席者の多数で決する。

4 総会の運営は、次のとおりとする。

- (1) 議長は出席者の中から選任する。
- (2) 議事録は、議長が任命した書記が作成し、同じく任命した議事録署名員2名が議長とともに署名、押印する。

(役員)

第6条 本会に、次の役員を置き任期は2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。なお、任期中に変更があった場合は残任期間とする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 6名以内
- (3) 監事 3名
- (4) 常任委員 15名以内

2 本会に、顧問を置くことができる。

(役員を選出)

第7条 役員を選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長、監事は、総会で選出する。
- (2) 常任委員は、各ブロック協議会の会長と運営委員会各部正副部長をも

ってあてる。

(3) 顧問は、総会の同意を得て会長が委嘱する。

(役員職務)

第8条 役員職務は、次のとおりとする。

(1) 会長は、本会を代表し、会務を総括し、会議を招集する。

(2) 副会長は、会長を補佐する。ただし、会長に事故があるとき、または欠けたときは、その職務を代理する。

(3) 監事は、本会の会計を監査し、総会に報告する。

(4) 常任委員は、本会の会務を執行する。

2 顧問は、会長の求めに応じて会務に参加する。

(役員会)

第9条 本会に、総会につぐ議決機関として、第6条の役員による役員会を置き、会長が必要に応じて開催する。

2 役員会に付議する事項は、次のとおりとする。

(1) 総会に付議する事項および総会から委任された事項に関すること。

(2) 第3条および第10条の規定に関すること。

(3) その他必要と認められた事項に関すること。

(運営委員会)

第10条 会務を執行するために運営委員会を置き、会長、副会長、運営委員をもって構成する。

2 運営委員は、各ブロック協議会推薦の18名以内をあてる。

3 運営委員会の開催および運営に必要な事項は、会長が別に定めるところによる。

4 会務の円滑な執行を期するため、運営委員会に総務企画部、事業部を置く。

5 運営に必要な細則は、役員会の議を経て別に定める。

(アドバイザー)

第11条 本会にアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは学識経験者や市民憲章運動に関する高い識見を有する者の中から第9条第1項に規定する役員会の決定に基づき会長が委嘱する。

3 アドバイザーの任期は2年とする。なお、任期中変更があった場合は残任期間とする。

4 アドバイザーは、会長の求めに応じて第9条第1項に規定する役員会および第10条第1項に規定する運営委員会に出席し、助言や指導を行う。

(事務局)

第12条 本会の事務局に次の職員を置き、会長がこれを委嘱する。

(1) 事務局長 1名

(2) 事務局次長 若干名

(3) 幹事および書記 各若干名

(会計)

第13条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金、その他の収入をもってあてる。

2 会費に関する事項は、総会の議を経て、細則にて別に定める。

(会計年度)

第 14 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(委任)

第 15 条 この会則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この会則は、昭和 37 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、昭和 40 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、昭和 44 年 4 月 26 日から施行する。

附 則

この会則は、昭和 51 年 6 月 24 日から施行する。

附 則

この会則は、昭和 61 年 5 月 31 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 7 年 4 月 27 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 8 年 4 月 26 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 21 年 4 月 26 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 26 年 4 月 22 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 27 年 5 月 12 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 28 年 4 月 20 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 29 年 4 月 25 日から施行する。

附 則

この会則は、令和 3 年 4 月 20 日から施行する。

附 則

この会則は、令和 6 年 4 月 19 日から施行する。